

○令和８年度 飯豊町学童クラブ実施要綱

1. 目的

保護者の就労等で、放課後や長期休業期間（夏休み等）に保護者のいない家庭の小学生の生活・学習及び遊びの場として、心身ともに健全な育成を図ることを目的として学童クラブを開設しています。

2. 実施時期

- ・放課後：月曜日から金曜日の学校終了から午後６時４５分まで
- ・学校休業日及び長期休業期間：午前７時３０分から午後６時４５分まで
※長期休業期間のみの受け入れも可能です。

3. 実施場所（名称）

- ・飯豊町立第一小学校（いいで中部学童クラブ）…第一小の児童
- ・飯豊町立第二小学校（白樺学童クラブ）…第二小の児童

4. 使用料 月額 5,000円（別途、保険代）

※使用料については、令和７年度現在の金額を記載しております。なお、令和８年度分から使用料の金額について改定を検討しており、決定次第お知らせいたします。

- ・使用料は、登録期間中に何日利用したかに関わらず、月額料金をいただきますので御了承くださいますようお願いいたします。
 - ・月途中の利用登録または退所の場合のみ、日割り計算で料金をいただきます。
- ※長期間利用しない場合は、必ず「退所届」を学童クラブへ提出してください。**
届け出がない場合は、利用料金がかかりますのでご注意ください。

5. 使用料の減免について

①低所得世帯向け

【対象者】 就学援助認定を受けた児童、災害等やむを得ない場合

（注）就学援助認定の取消があった場合、減免の適用を受けることができません

【減免内容】 要保護世帯…全額免除

準要保護世帯…半額免除

災害等やむを得ない事由の場合…町長が定める額

②多子世帯向け

【対象者】 令和７年度市町村民税所得割課税額が５７,７００円未満の世帯で、町内に住所を有し、同一世帯から２名以上の兄弟姉妹が同時に学童クラブを利用した場合

（注１）８月頃に課税を閲覧させていただき、役場教育総務課で調査します。

対象者には学童クラブを通じて、手続方法をお知らせいたします。

(注2) 申請書をご提出いただいた後、4月にさかのぼって適用されます。

【減免内容】 利用児童の最年長者から数えて、第2番目以降の児童の使用料が半額免除

6. 送迎手段

◆行 き ・いいで中部学童クラブ

第一小学校の児童…第一小学校から徒歩

・白樺学童クラブ

第二小学校の児童…第二小学校から徒歩

※ 長期休業期間・振替休日は、自宅から学童クラブまで保護者による送り

◆帰 り 学童クラブから自宅まで…保護者による迎え

7. 対象児童 放課後や長期休業期間に、保護者等（父母、祖父母）が就労などにより昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童

※ 日中、児童を保育できる御家族がおられる家庭は、対象外となります。

※ 申込み多数の場合は、低学年の方を優先させていただきます。

8. 登録期間 令和7年10月14日（火）～11月14日（金）

※長期休業期間（夏休み等）のみの利用予定であっても、登録が必要です。

9. 申込書類 ①登録申請書

②課税閲覧の同意書

③入所申込書

④就労証明書（同居家族分。勤務先からの証明が必要です）

⑤就労状況申告書（就労証明書が出せない方。民生児童委員からの証明が必要です）

⑥就労状況申告書の添付書類（必要な方のみ提出してください）

長期休業期間のみ利用したい場合は、
この①・②を登録期間に提出してください

10. 申込先 飯豊町教育総務課教育振興室（町民総合センター あ～す内）

【連絡先】

〒999-0604

山形県西置賜郡飯豊町椿 3622 番地

tel: (0238) 87-0519

飯豊町教育総務課 教育振興室

担当 松木